

栃木労働局「今月(1月)のおすすめ情報」を紹介します。

栃木労働局

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



栃木労働局の
公式SNS↓



～今月のおすすめ情報～

厚生労働省
栃木労働局

ホーム

局HPのトップページの
ここに掲載しています！

ニュース&トピックス

各種法令・

目的や内容で探す



仕事をお探しの皆さまへ

事業主の皆さまへ

働く皆さまへ

今月のおすすめ情報



① 改正女性活躍推進法等説明会～カスハラ・就活ハラ対策～ (事前予約制、参加費無料)

令和8年(2026年)4月1日より従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の公表が義務化されます。

本説明会では、改正女性活躍推進法の説明他、令和7年改正によるハラスメント対策、労働基準関係法令の概要と同一労働同一賃金の取組についても説明いたします。

日 時：2026年2月25日(水) 14:00～16:00

会 場：宇都宮市文化会館 小ホール（宇都宮市明保野町7-66）

対 象：企業の人事・労務担当者・経営者様

定 員：先着500名

申込締切：2026年2月18日(水)

【問合せ】栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

申込みは
こちら



② ハラスメント対策、お困りではありませんか？

無料でハラスメント研修を実施します！！

○職場におけるパワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策、マタニティーハラスメント対策は事業主の義務です！

さらに、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主の義務とする改正労働施策総合推進法等が令和7年6月に成立しました。

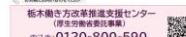
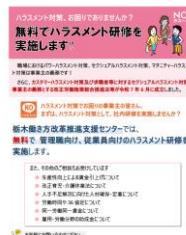
栃木働き方改革推進支援センターでは、

無料で 管理職向け、従業員向けのハラスメント研修を実施します。

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター(厚生労働省委託事業)

申込先：0120-800-590

申込みは
こちら



③ 令和7年度 年末年始無災害運動（12月1日～1月15日）

○本年度は【「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で無事故の発進】を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開します。

本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。あわただしい時期にこそ、「安全最優先」の考え方を基本に、作業前点検の実施、安全な作業方法の確認などを着実に実施しましょう。



年末年始無災害運動
(栃木労働局)

年末年始無災害運動
(中 災 防)



④ 年末年始は年休とってほっとひとやすみ！

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。



⑤ 令和7年栃木県の最低賃金について

地域別最低賃金 ※栃木県内で事業を営む使用者とその事業に使用される労働者に適用されます。

【効力発生日：2025（令和7）年10月1日】 ◆栃木県最低賃金 時間額 1, 068円

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2025（令和7）年12月31日】 ◇電子部品等製造業 1, 105円

◇塗料製造業 1, 159円 ◆自動車・同附属品製造業 1, 114円

◆はん用機械器具製造業 1, 070円 ◇計量器等製造業 1, 104円

注)1 令和7年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません。

2 「各種商品小売業」 最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、**令和7年10月1日以降「栃木県最低賃金（時間額）1,068円」**が適用されます。

栃木県最低賃金
の特設ページは
こちら👉



○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

***賃上げ支援助成金パッケージ:**生産性向上（設備・人への投資等）や、

非正規雇用労働者の待遇改善、より高い待遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください）

「賃上げ」支援助成
金パッケージについ
てはこちら👉



***とちぎ賃上げ加速・定着支援金:** 5%以上の賃上げと企業内男女間格差

の是正に取り組む中小企業等を対象に従業員1人あたり5万円、1企業あたり最大100万円を支給。**（締切 令和8年1月30日）**

とちぎ賃上げ加速・
定着支援金につい
てはこちら👉



【問合せ】とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局 TEL: 028-666-7111

***働き方改革推進支援センター相談窓口:**中小企業における労働環境整備、

例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成の活用などの相談対応。



【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL: 0210-800-590

⑥ キャリアアップ助成金をご活用ください！

キャリアアップ助成金「正社員化コース」



有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

詳しくは
こちら👉



キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

詳しくは
こちら👉



⑦ 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください！

最近、ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

そのため、求人広告サイトを運営する事業主等と契約して求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、「事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約」を行ってください。

なお、ハローワークに求人をご提出いただく際に、『ハローワーク以外の事業者からの営業はお断り』や『求人掲載の営業はお断り』などの文言を記載することや、インターネットで公開する際には採用担当者の方のお名前や電話番号を非公開にするといった対応も可能ですので、お気軽に管轄のハローワークの求人担当にご相談ください！

